

○振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定に基づく区域の指定

昭和五十三年四月十四日

山口県告示第三百七十号

振動規制法施行規則(昭和五十一年総理府令第五十八号)別表第一の付表第一号の規定に基づき、次の区域を同号に掲げる区域として指定し、昭和五十三年五月一日から施行する。

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示(昭和五十三年山口県告示第三百六十八号)により指定された地域のうち、次に掲げる区域

一 振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示(昭和五十三年山口県告示第三百六十九号。以下「告示」という。)により第一種区域及び第二種区域(一)とされた区域

二 告示により第二種区域(二)とされた区域のうち、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条に規定する保育所、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十四条第一項第二号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内